

産業廃棄物処分業許可証

住所 大分県宇佐市大字西大堀 8 4 0 番地の 1

氏名 共栄九州株式会社

代表取締役 當舎 政雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日 令和3年9月16日

許可の有効年月日 令和4年6月3日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（破砕、圧縮、圧縮・梱包、圧縮・切断） 以下余白

産業廃棄物の種類

破砕

廃プラスチック類（廃プリント配線板を含み、自動車等破砕物、廃容器包装を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含み、自動車等破砕物、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含まない）

圧縮

金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）

圧縮・梱包

廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）

圧縮・切断

廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、木くず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）、ガラスくず等（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含む）、がれき類

（以上8種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含まない：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類の種類

圧縮・梱包施設（固定式）

設置場所

大分県宇佐市大字西大堀字白宇津840番 1

設置年月日

平成15年10月2日

処理能力

廃プラスチック類 126 t/日(8時間)、紙くず63 t/日(8時間)、繊維くず43 t/日(8時間)、ゴムくず188 t/日(8時間)、金属くず408 t/日(8時間)

産廃の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）

以下裏面へ続く



Oita Yuryo Sanpaishorigyosya

おおいた

優良産廃処理業者

裏面

- (2) 施設の種類 圧縮施設(固定式)
 設置場所 大分県宇佐市大字西大堀字白宇津840番1
 設置年月日 平成5年3月22日
 処理能力 20 t/日(8時間)
 産廃の種類 金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む)
- (3) 施設の種類 圧縮・切断施設(固定式)
 設置場所 大分県宇佐市大字西大堀字白宇津840番1
 設置年月日 平成18年12月25日
 処理能力 金属くず176 t/日(8時間)、ガラスくず等156 t/日(8時間)、廃プラスチック類15.2 t/日(8時間)、木くず44 t/日(8時間)、がれき類156 t/日(8時間)
 産廃の種類 廃プラスチック類(自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む)、木くず、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む)、ガラスくず等(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装を含む)、がれき類
- (4) 施設の種類 破砕施設(固定式)
 設置場所 大分県宇佐市大字西大堀字白宇津840番1
 設置年月日 平成27年1月27日
 処理能力 廃プラスチック類4.4 t/日(8時間)、紙くず4.6 t/日(8時間)、繊維くず3.4 t/日(8時間)、ゴムくず4.2 t/日(8時間)、木くず4.4 t/日(8時間)、金属くず4.3 t/日(8時間)、ガラスくず等4.3 t/日(8時間)
 産廃の種類 廃プラスチック類(廃プリント配線板を含み、自動車等破砕物、廃容器包装を含まない)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含み、自動車等破砕物、廃容器包装を含まない)、ガラスくず等(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装を含まない)
- (5) 施設の種類 破砕施設(固定式)
 設置場所 大分県宇佐市大字西大堀字白宇津840番1
 設置年月日 令和3年6月14日
 処理能力 1.6t/日(8時間)
 産廃の種類 廃プラスチック類(廃プリント配線板を含み、自動車等破砕物、廃容器包装を含まない)、金属くず(廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含み、自動車等破砕物、廃容器包装を含まない)、ガラスくず等(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装を含まない)

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 昭和62年6月4日 産業廃棄物処分業許可
 平成4年6月4日 産業廃棄物処分業更新許可
 平成9年6月4日 産業廃棄物処分業更新許可
 平成11年2月15日 産業廃棄物処分業変更許可(中間処理)
 平成14年6月4日 産業廃棄物処分業更新許可
 平成16年1月15日 変更届(役員)
 平成18年7月31日 変更届(株主)
 平成18年8月4日 変更届(株主)
 平成19年1月10日 産業廃棄物処分業変更許可(中間処理の品目追加)
 平成19年3月15日 変更届(住所、事務所、事業場)
 平成19年6月4日 産業廃棄物処分業更新許可
 平成19年8月17日 変更届(代表者、商号、株主、持株比率)

以下次葉へ続く

平成20年9月11日	変更届(役員)
平成21年3月26日	変更届(事業の一部廃止)
平成21年10月7日	産業廃棄物処分業変更許可(処分方法、品目の追加)
平成21年10月21日	変更届(役員、株主)
平成23年3月23日	変更届(役員)
平成23年7月26日	変更届(株主)
平成24年6月4日	産業廃棄物処分業更新許可
平成24年7月17日	変更届(役員)
平成25年6月7日	変更届(役員)
平成25年11月28日	変更届(使用人)
平成27年2月17日	変更届(代表者、役員、株主)
平成29年6月4日	産業廃棄物処分業更新許可
平成30年12月27日	変更届(役員)
平成31年2月8日	変更届(名称、代表者、役員)
令和2年5月22日	変更届(役員)
令和3年4月2日	変更届(役員)
令和3年9月16日	産業廃棄物処分業変更許可(処分方法、施設の追加)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
有